

第14章 監視計画

第 14 章 監視計画

14-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、予測結果の検証及び追加的な環境保全措置を実施することを目的として実施する。

なお、事後調査は、千葉県環境影響評価条例第41条（事後調査等の実施）に基づく調査であり、事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査についても実施する計画である。

14-2 事後調査の項目及び方法

14-2-1 工事中

工事中における事後調査の項目及び方法等は、表14-2.1に示すとおりである。

表 14-2.1 工事中における事後調査の項目及び方法

事後調査の項目			事後調査の方法		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査の手法	調査期間
大気質	解体機械及び建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象施設の立地位置を勘案して南東側敷地境界付近の1地点	重量法(ダストジャーによる採取)による現地調査	工事期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1ヵ月
騒音	解体機械及び建設機械の稼働	騒音レベル (L_{A5})	予測結果の最大地点及び保全対象施設の立地位置を勘案して北西側・南東側敷地境界付近2地点の計3地点	日本産業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	工事期間において影響が最大となる時期の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル (L_{Aeq})	工事用車両が走行する3地点	日本産業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間(工事用車両走行時間帯)
振動	解体機械及び建設機械の稼働	振動レベル (L_{10})	予測結果の最大地点及び保全対象施設の立地位置を勘案して北西側・南東側敷地境界付近2地点の計3地点	日本産業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事期間において影響が最大となる時期の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル (L_{10})	工事用車両が走行する3地点	日本産業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間(工事用車両走行時間帯)
土壌	切土等及び工作物等の存在	汚染土の処理・処分の状況	対象事業実施区域内	土壌汚染対策法等に基づく関係資料整理	土壌汚染に係る対策等を実施する期間
植物	切土等及び工作物等の存在	環境保全措置の実施状況	環境保全措置の実施地点	移植を行う種(ツクバトリカブト、ウマノスズクサ、ニガクサ、サイハイラン、ヤマユリ)に対する環境保全措置の実施状況を調査	環境保全措置実施後、翌年の初夏 ^{注2)}
動物	切土等及び工作物等の存在	環境保全措置の実施状況	環境保全措置の実施地点	オオムラサキ及びその発生木に対する環境保全措置の実施状況を調査	環境保全措置実施後、翌年の夏季 ^{注2)}

注1) 千葉市環境影響評価技術指針では、予測・評価を行った項目は、原則として事後調査を行うこととされているが、工事用車両の走行に係る大気質については、影響は軽微であり、また、予測の不確実性が小さいことから、項目として選定しない。

注2) 事後調査の時期については現時点の想定であり、専門家の指導・助言や最新の知見をもとに決定する。

14-2-2 供用時

供用時における事後調査の項目及び方法等は、表14-2.2に示すとおりである。

表 14-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法

事後調査の項目			事後調査の方法		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 塩化水素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類 水銀	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の最大着地点付近	日本産業規格、各マニュアル等に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期から1年間（4季、各7日間）
悪 臭	施設の稼働	特定悪臭物質（22物質）	風上・風下側敷地境界計2地点	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月 環境庁告示第9号）に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回
		臭気濃度	特定悪臭物質の調査地点と同一地点	三点比較式臭袋法による現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回
騒 音	施設の稼働	騒音レベル（最大稼働時の定常騒音）	予測結果の最大地点及び保全対象施設の立地位置を勘案して北西側・南東側敷地境界付近2地点の計3地点	日本産業規格「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間（24時間）
	廃棄物の搬出入	騒音レベル（ L_{Aeq} ）	ごみ搬入車両等が走行する3地点	日本産業規格「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間（ごみ搬入車両等走行時間帯）
振 動	施設の稼働	振動レベル（最大稼働時の定常振動）	予測結果の最大地点及び保全対象施設の立地位置を勘案して北西側・南東側敷地境界付近2地点の計3地点	日本産業規格「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間（24時間）
	廃棄物の搬出入	振動レベル（ L_{10} ）	ごみ搬入車両等が走行する3地点	日本産業規格「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間（ごみ搬入車両等走行時間帯）
低周波音	施設の稼働	低周波音レベル（最大稼働時の定常低周波音レベル）	保全対象施設の立地位置を勘案して北西側・南東側敷地境界付近2地点	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に基づく現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間（24時間）
電波障害	工作物等の存在	テレビ受信状況	テレビ受信障害が予想される範囲	電波測定車による現地調査	事業活動が定常となった時期の1回

注）千葉市環境影響評価技術指針では、予測・評価を行った項目は、原則として事後調査を行うこととされているが、廃棄物の搬出入に係る大気質、日照障害、景観については、影響が軽微（大気質、景観）であり、また、予測の不確実性が小さい（大気質、日照障害、景観）ことから、項目として選定しない。また、安全、廃棄物等、温室効果ガスについては、現地調査を実施せず、環境保全措置の実施状況を確認することとする。

14-3 モニタリング調査の項目及び方法

14-3-1 工事中

工事中におけるモニタリング調査の実施はない。

14-3-2 供用時

供用時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表14-3. 2に示すとおりである。

表 14-3. 2 供用時におけるモニタリングの項目及び方法

モニタリングの項目			モニタリングの方法		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働 (排ガス)	硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に連続監視
		排出ガス量 排出ガス温度	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に連続監視
		硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	煙突	大気汚染防止法に基づく測定	施設供用後に2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		水銀	煙突	大気汚染防止法に基づく測定	施設供用後に4月を超えない作業期間ごとに1回以上
		ダイオキシン類	煙突	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

14-4 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

14-5 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果を記載した報告書については、調査が終了したのちに速やかに提出し、本市のホームページにおいて公表する。

14-6 事後調査の実施主体等

事後調査については、本市が実施する。なお、施設の運営に関連する供用後の煙突排ガスのモニタリングなどについては、運営業務を受託した民間業者により行うものとする。